

# 医療法人 美郷会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：パンフレット作成等を行い、全職員への育児休業に関する情報の周知を図る

<対策：育児休業を取得するために必要な情報、また取得しやすくなるような情報の提供を行う>

- 令和6年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するための資料やパンフレット掲示
- 令和6年4月～ 育児休業取得時に受けられる社会保障や法人での制度を掲示物や資料配布等により周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間8日以上とする

<対策：年次有給休暇をとりやすくする就業規則等の整備、周知>

- 令和6年4月～ 各部署の取得率を算出し、全体の格差の有無、また格差があるなら、その数値を把握する
- 令和6年4月～ 計画的にとるように部署内で調整する

# 医療法人 美郷会 行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日～令和9年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年一回、ハラスメントに関する研修を受ける。

<対策：年一回、全職員がハラスメントに関する研修を受ける>

- 令和6年5月～ 安全衛生委員会にて研修内容の検討
- 令和6年5月～ 案内の配布

目標2：女性の育児休業取得率を80%以上、男性の育児休業取得率を50%以上

<対策：育児休業に関する情報を周知し、取得率の向上を図る>

- 令和6年5月～ 育児休業に関する資料やパンフレットを掲示
- 令和6年5月～ 実際に取得している人の数、取得率、インタビューなどを周知する（社内報や掲示物を利用）